

高規格堤防整備における推進策等の調査研究

Research on Promotion Measures, etc. for High Standard Levee Construction

まちづくり・防災グループ	研究員	江上 大介
自然環境グループ	グループ長	坂之井和之
	主席研究員	光橋 尚司
	技術参与	土屋 信行
自然環境グループ	研究員	後藤 勝洋

高規格堤防整備事業は、人口、資産等が高密度に集積した低平地等を抱える大河川において、施設の能力を上回る洪水、いわゆる超過洪水等に対し堤防の決壊に伴う壊滅的な被害の発生を回避するため、まちづくりと一体となって幅の広い緩傾斜の堤防を整備するもので、現在は関東地方および近畿地方の5水系5河川（荒川、江戸川、多摩川、淀川、大和川）で実施されている。

平成29年3月末時点の高規格堤防の整備状況は、整備区間の約120kmに対して約14km（約12%）が整備済みで、このうち、高規格堤防の基本的な断面形状が確保されている区間は約3.3km（約2.8%）となっている。今後、高規格堤防の整備の推進を図るためには、これまでの高規格堤防整備の中で得られた知見や様々な課題を整理したうえで、効率的・効果的に進めていくために必要な推進策を検討する必要があると考えられる。

本稿では、このような認識に立ち、高規格堤防整備の推進に当たっての現状や課題を河川管理者や共同事業者である沿川自治体、民間事業者へのヒアリング等から明らかにし、高規格堤防整備と連携したまちづくりの促進や民間事業者の開発意欲を高める手法について調査研究を行った。

キーワード：高規格堤防、超過洪水対策、整備推進

The purpose of the high standard levee construction project is to construct a wide and gently sloped bank as an urban development to prevent the occurrence of catastrophic damage caused by flood that exceeds the capacity of a facility (a so-called “extreme flood”) at a major river surrounded by low-lying areas, etc. where population and resources are highly concentrated. The project is currently being run for five water systems and five rivers (Ara River, Edo River, Tama River, Yodo River, and Yamato River) in the Kanto and Kinki regions.

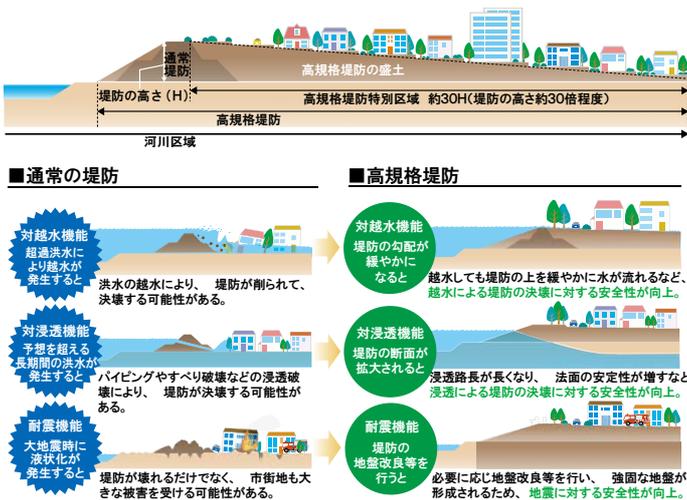
As for the construction status of the high standard levees as of the end of March 2017, approximately 14 km (approximately 12%) out of the construction area, which is approximately 120 km in total, has already been constructed. Out of this, the area where a basic cross-section shape of high standard levees is secured is approximately 3.3 km (approximately 2.8%). To promote the construction of high standard levees in the future, we consider it necessary to organize knowledge and various issues that have been obtained during the past constructions of high standard levees, and then consider promotion measures required for efficient and effective implementation of the construction.

In this article, under this recognition, we will clarify the current situation and issues for promoting the construction of high standard levees through interviews with the river administrators, their joint venture partners (local governments along the river and private developers), and perform research on methods to promote urban development in cooperation with the construction of high standard levees and to motivate the private developers for the development.

Keywords: *high standard levees, measures against extreme flood, promotion of construction*

1. はじめに

高規格堤防整備事業は、人口、資産等が高密度に集積した低平地等を抱える大河川において、施設の能力を上回る、いわゆる超過洪水に対し、堤防の決壊に伴う壊滅的な被害の発生を回避するため、まちづくりと一体となって幅の広い緩傾斜の堤防を整備するものである。



図一 高規格堤防の基本断面及び機能¹⁾

「高規格堤防の見直しに関する検討会」により平成23年8月にとりまとめられた「高規格堤防整備の抜本の見直しについて（とりまとめ）」において、「人命を守る」ということを最重視し、整備区間を873kmから「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」であるゼロメートル地帯等の約120kmに絞り込み、現在は関東地方及び近畿地方の5水系5河川（荒川、江戸川、多摩川、淀川、大和川）で事業が進められている。

平成29年3月末時点の高規格堤防の整備状況は、整備区間の約120kmに対して約14km（約12%）が整備済みで、このうち、高規格堤防の基本的な断面形状が確保されている区間は約3.3km（約2.8%）となっている。高規格堤防整備箇所では堤防の安全性は格段に向上し、氾濫時には周辺住民等の避難場所として機能するとともに、良好な住環境が提供されるなど多様な効果が発揮されている。

今般、国土交通省は、「高規格堤防の効率的な整備に関する検討会」を開催し、平成29年12月に、より効率的に高規格堤防の整備を推進するための方策に関する提言（以下「提言」という）がとりまとめられたところであり、推進方策の具体化による一層の整備推進が求められている。今後、高規格堤防の整備の推進を図るためには、これまでの高規格堤防整備の中で得られ

た知見や様々な課題を整理したうえで、効率的・効果的に進めていくために必要な推進策を検討する必要があると考えられる。

本稿では、このような認識に立ち、高規格堤防整備の推進に当たっての現状や課題を河川管理者や共同事業者である自治体、民間事業者へのヒアリング等から明らかにし、高規格堤防整備と連携したまちづくりの促進や民間事業者の開発意欲を高める手法について調査研究を行ったものである。



図二 高規格堤防整備による効果¹⁾

2. 検討内容

提言での方策を踏まえ、「川裏法面敷地の一体的活用」、「盛土と建築物等の一体施工」、「高規格堤防整備予定区域の明示」の3点について具体の検討を行った。

また、このうち、「川裏法面敷地の一体的活用」、「盛土と建築物等の一体施工」について詳細を述べる。

2-1 民間事業者による川裏法面敷地の一体的活用

(1) 現状と課題

- 高規格堤防の整備により新たに生じた堤防の川裏側の敷地（以下「川裏法面敷地」という）は、河川管理者が所有する国有地であり、共同事業者に占有を認めることで、河川空間とまちが一体的につながり、様々な用途に有効活用が可能となる。

- これまで、川裏法面敷地は地方公共団体等に対してのみ占用が認められており、民間事業者による占用を認めた事例はない。
- (2) 解決策
- 高規格堤防整備と共同事業を行う民間事業者へ川裏法面敷地の占用を認める。
- (3) 効果
- 民間事業者による川裏法面敷地の占用を認めることで、高規格堤防事業への参画や河川空間と一体となったまちづくりの促進が期待できる。

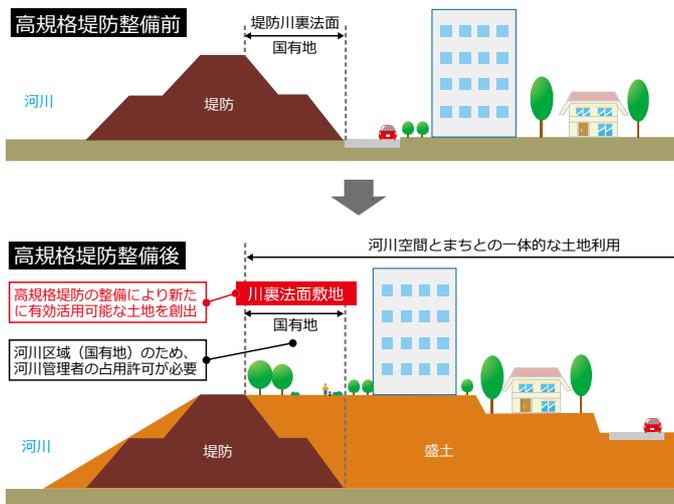


図-3 川裏法面敷地の一体的活用

2-2 盛土と建築物等の一体施工

(1) 現状と課題

- 高規格堤防は、一般的に河川管理者が堤防の盛土工事や必要に応じて地盤改良を施工後、沈下収束の状況を確認した上で共同事業者へ引き渡し、共同事業者が建築物や基礎等の上面整備を実施する。
- 共同事業者にとっては、引き渡し後に再度土地を掘り起こしての基礎工事等の手戻り、盛土期間や手続き等の時間的なロスが発生する。
- これまで、民間事業者が盛土と建築物等を一体施工した事例は限られている。

(2) 解決策

- 民間事業者等の共同事業者が一体施工を行う際の実施内容を定め、一般的な制度として推進する。

(3) 効果

- 高規格堤防整備事業と共同事業の工期短縮やコスト縮減等が図られ、民間事業者による高規格堤防整備事業への参画が期待できる。

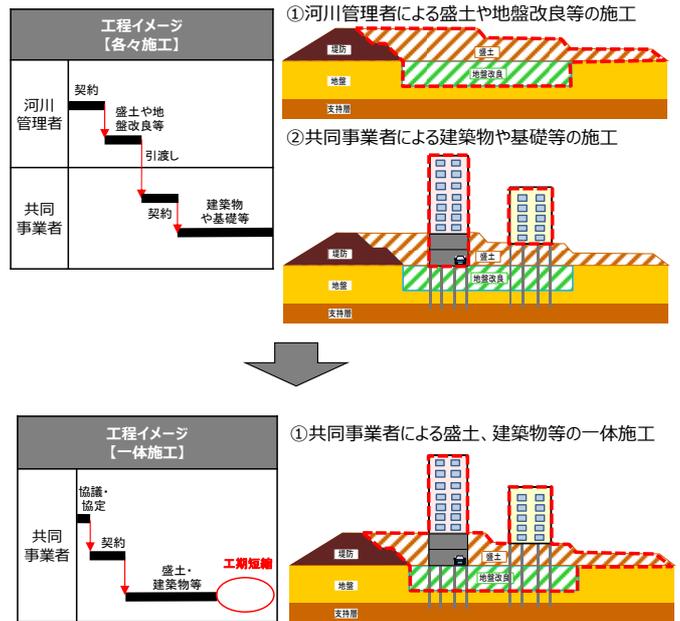


図-4 盛土と建築物等の一体施工の整備イメージ

2-3 高規格堤防整備予定区域の明示

(1) 現状と課題

- 河川管理者は、高規格堤防が基本的な断面形状で整備される土地の範囲（以下「予定区域」という）の全体像を一般に提示しておらず、周知活動が不十分であることとも相まって、沿川地域住民や共同事業者となりうる民間事業者への認知度は低い。

(2) 解決策

- 河川管理者が、各河川の高規格堤防整備の予定区域を公表する。

(3) 効果

- 高規格堤防整備に対する沿川地域住民の理解促進や民間事業者等の参入の促進が期待できる。
- 河川管理者と地方公共団体が共同で策定する計画への反映や、沿川地域のまちづくりを手戻りなく進めることが期待できる。

3. 民間事業者による川裏法面敷地の一体的活用に関する検討

3-1 現状及び課題の整理

(1) 川裏法面敷地の活用事例

これまでの川裏法面敷地の活用事例は表-1に示すとおりであり、利用形態としては、公園や緑地等の整備が多く、占有者も沿川自治体と都市再生機構のみとなっており、共同事業者が民間事業者であっても、民間事業者が川裏法面敷地を占有して活用した事例は確認できなかった。

また、淀川の西島地区では共同住宅の敷地に編入し、

基準面積への算入並びに公開空地として容積率の緩和に活用した事例、江戸川の堤台地区と麻生地区では、土地区画整理事業の敷地に編入して、公共減歩の緩和に活用した事例が確認できた。

表－1 川裏法面敷地の活用事例

種別	No	河川名・地区名	川裏法面敷地活用		
			事業者	占有者	利用形態
市街地再開発	1	荒川新田地区	東京都、足立区、都市再生機構 民間事業者（マンション開発）	足立区	歩行者専用道路 ③
	2	荒川小松川地区	東京都、江戸川区	江戸川区	公園（桜の名所） ③
	3	淀川伊加賀西地区	大阪府、枚方市 民間事業者（マンション開発）	国管理	河川緑地 ③
土地区画整理	4	荒川平井ア丁目地区	江戸川区	江戸川区	歩道及び緑地 ③
	5	大和川長吉瓜破地区	大阪市	大阪市	公園 ③
	6	江戸川堤台地区	堤台土地区画整理組合	野田市	区画道路・公園 ②
	7	江戸川座生地区	座生土地区画整理組合	野田市	区画道路 ②
公園緑地整備	8	荒川鹿浜地区	足立区	足立区	都市農業公園 ③
	9	淀川城北地区	大阪市	国管理	淀川河川公園 ③
	10	多摩川大丸第二地区	稲城市	稲城市	緑地公園 ③
民間マンション整備	11	淀川出口地区	民間事業者（マンション開発）	国管理	淀川河川公園 ③
	12	江戸川市川南地区	民間事業者（マンション開発）	市川市	公園 ③
	13	多摩川下丸子地区	民間事業者（マンション開発）	大田区	公園（桜並木移植） ③
公営住宅建設・建替	14	淀川西島地区	大阪市、大阪市住宅供給公社 都市再生機構	都市再生機構	公開空地（緑地帯） ①
	15	淀川大東地区	大阪市水道局、大阪市建設局 都市再生機構	都市再生機構	公開空地（緑地帯） ③
公共施設整備	16	利根川津ノ宮地区	香取市（老人ホーム）	香取市	駐車場 ③
	17	利根川戸頭地区	取手市（商業施設等）	取手市	運動場・駐車場 ③
	18	江戸川下矢切地区	千葉県（浄水場）	松戸市	公園・市道 ③

※川裏法面敷地の利用形態区分

- ①共同住宅の敷地に編入 → 建築物の敷地に編入（容積率の緩和等）
- ②土地区画整理事業の敷地に編入 → 公共減歩の緩和
- ③公園・緑地・駐車場等を整備 → オープンスペースの確保、施設と一体利用

(2) ヒアリングの実施

川裏法面敷地の活用実態を踏まえ、民間事業者による川裏法面敷地の占用について、占用を認める側である河川管理者（河川事務所）、特定行政庁である沿川自治体、占用を認められる側である事業者にヒアリングを行った。ヒアリング結果を表－2に示す。民間事業者が川裏法面敷地を占有していないのは、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という）の占有主体において、民間事業者への占有が読み取れないことが要因であって、占有が認められれば、建築物の敷地として活用することは可能であり、事業者も川裏法面敷地の活用について、メリットを感じていることが分かった。

表－2 民間事業者の占有に関するヒアリング結果

ヒアリング先	ヒアリング項目	ヒアリング内容
河川管理者（河川事務所）	占有事例	・民間事業者への占有の事例はない。
	占有を許可していない要因	・河川敷地占用許可準則の第六（占有主体）で、民間事業者への占有が読み取れない。
	一般の手続きとの相違	・河川敷地占用許可準則に従っており、一般の占有手続きとの相違はない。
	占有を許可する場合の課題	・維持管理を継続的に民間事業者に行ってもらえるかが課題である。
沿川自治体（市・区）	建築物の敷地面積への算入	・建ぺい率、容積率算定の敷地面積に算入することは可能との意見である（一部の自治体は認めていないとの意見あり）。
	容積率の特例の適用	・公開空地や公園とすれば総合設計制度や一団地認定の適用はありうる（一部の自治体は適用の考えはないとの意見あり）。
	自治体による管理	・公園としての管理は可能であるが、自治体が管理する場合、敷地面積への算入は認められない。
	占有許可が取り消された場合	・占有許可が取り消された場合は、許可違反建物となる。
事業者（民間・UR）	沿川の開発動向	・リバーサイドは環境や景観がよく、利便性と安全性が確保されればおのずと人は集まると考えられる。 ・リバーサイド地区整備で開発を行っており、開発ポテンシャルはあると考える。 ・沿川では地価負担力は弱く、容積の要望は下がる可能性がある。
	活用のニーズ	・民間デベロッパーとしては土地が広がるのはウエルカムであり、敷地に算入することにメリットを感じる。 ・分譲マンションでは管理組合が管理を負担することになり、負担を上回るインセンティブが必要である。 ・最近ではマンションの共用部分の充足が付加価値となっており、メリットを感じて貰えるのではないかと。
	沿川の開発動向	（同前）
	活用のニーズ	（同前）

3-2 民間事業者への占有許可

前述のヒアリング結果より、民間事業者が川裏法面敷地の占有を認められない要因は、準則にあることが分かったので、準則の第六第三号により、高規格堤防事業と共同事業を実施する民間事業者が占有主体となれることを事務連絡にて通達することが適切と考えられる。

表－3 準則第六の抜粋

河川敷地占用許可準則 占有主体
第六 占有の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第1項第七号に規定する占有施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占有施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占有施設について占有の許可を受けることができるものとする。
三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者

準則の第六（占用主体）において、三号により高規格堤防事業と共同事業を実施する民間事業者が占用主体となれる解釈としては下記が考えられる。

「その他の国又は地方公共団体の許認可等」は、河川管理者と民間事業者の基本協定の締結、「公益性のある事業」は、管理協定に基づく民間事業者の高規格堤防の管理によって、第六第三号による占用主体とする。

3-3 川裏法面敷地の活用パターンの整理

(1) 建築物の敷地として活用（容積率の緩和等）

川裏法面敷地を民間事業者等の共同事業者が占用して、建築物の敷地に編入することによるメリットは表-4に示すとおりであり、建築可能な面積や容積率の緩和により、良好な住環境の形成が期待できる。

表-4 建築物の敷地として活用した場合のメリット

項目	内容
1 基準面積へ算入	・容積率、建ぺい率を算定する建築物の基準面積へ算入することで、建築可能な面積を増やすことができる。
2 容積率の緩和等の特例制度に活用	・緑地等の公開空地として、総合設計制度（建築基準法第五十九条の二）を適用することで、容積率の緩和が可能となる。 ・一団地の総合的設計制度（建築基準法第八十六条）を適用することで、川裏法面敷地を含めて同一敷地内とし、建築物間での容積移動が可能となる。
3 共用スペースの拡充	・緑地等の整備により、眺望が開け、日照・通風の良い付加価値の高いオープンスペースが確保でき、良好な住環境が形成できる。

※特例制度の適用には特定行政庁の許可・認定が必要である。

適用事例である淀川西島地区では、都市再生機構が占用し、建築物の敷地として容積率、建ぺい率算定の基準面積に算入、公開空地として総合設計制度による容積率の緩和を適用、一団地の総合的設計制度により、川裏法面敷地を含めて同一敷地内としている。

表-5 淀川西島地区の適用内容

項目	内容
地域・地区	・第1種住居地域・準防火地域 ・建ぺい率の上限 60%→70%（角地適用） ・容積率の上限 200%→約250% ・建築基準法第五十九条の二（総合設計制度） ・建築基準法第八十六条（一団地認定）
主要用途	共同住宅（757戸）、地下駐車場（458台）
事業手法	住宅市街地総合整備事業
共同事業者	都市再生機構、大阪市
高規格堤防整備	・工期：平成5年度～平成12年度 ・面積：約6.7ha ・延長：L=約340m



図-5 淀川西島地区の事例

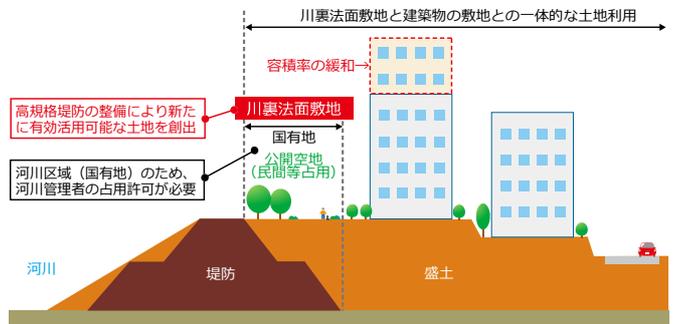


図-6 建築物の敷地としての活用イメージ

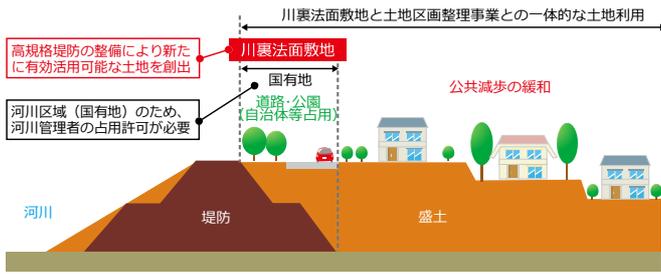
(2) 公共減歩の緩和

川裏法面敷地を土地区画整理事業の事業主体である地方公共団体等の共同事業者が占用し、土地区画整理事業の敷地に編入して、道路や公園などの公共用地を整備することにより、公共減歩の緩和が可能となる。これにより、土地所有者の負担軽減やまちづくりの促進が期待できる。

適用事例である江戸川堤台地区では、川裏法面敷地を土地区画整理事業の敷地に編入し、道路と公園を整備することで、公共減歩を緩和している。



図-7 江戸川堤台地区の事例



図－8 公共減歩の緩和としての活用イメージ

(3) オープンスペースの確保・施設との一体利用

川裏法面敷地を公園等の施設と一体となって整備することにより、オープンスペースを確保することができる。これまでの事例で最も多いケースであり、施設整備を行った地方公共団体が占有している。

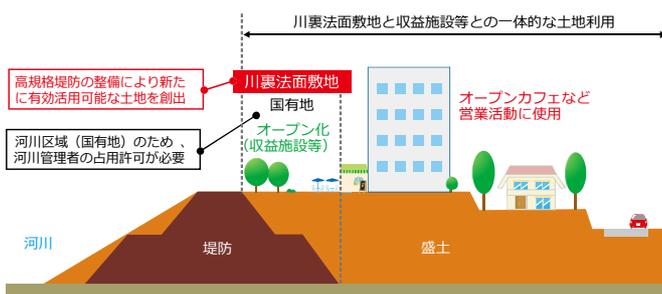
適用事例である荒川鹿浜地区では、川裏法面敷地を足立区の都市農業公園と一体的に整備し、オープンスペースとして活用している。



図－9 荒川鹿浜地区の事例

(4) 地域の利用施設としての活用

平成 23 年の準則の改正による河川空間のオープン化により、営業活動を行う民間事業者等への占有が認められている。河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会などによる地域の合意や都市・地域再生等利用区域の指定により、イベント施設やオープンカフェ等を設置でき、地域の利便性の向上、水辺のにぎわいづくりも期待できる。



図－10 河川区間のオープン化の活用イメージ

これまで高規格堤防では適用事例はないが、かわまちづくりとの連携など数多くの事例がある。

3-4 今後の課題

(1) 分譲マンションへの対応

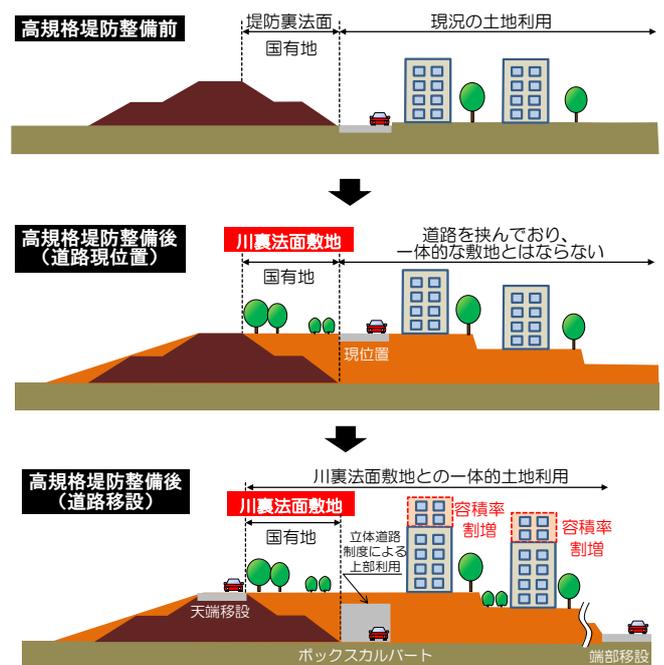
分譲マンションは、地権者が事業当初は開発事業者、分譲後はマンション購入者となるため、占有者も開発事業者から管理組合に変更する必要がある。このため、地位の承継や管理瑕疵の責任、維持管理費の負担、占有許可の更新等についてのルールを定め、予め協定書や分譲購入者の売買契約条項に記載される必要があると考えられる。

(2) 地方公共団体（特定行政庁）との調整

川裏法面敷地の敷地面積への算入、公開空地とすることによる総合設計制度の適用等については、各地方公共団体で意見が分かれており、最終的な判断は建築主事によるものと考えられる。このため、川裏法面敷地の運用にあたっては、特定行政庁（建築主事を置く地方公共団体）との調整が必要と考えられる。

(3) 堤防と建築敷地の間に道路を挟む場合

川裏法面敷地と建築敷地の間に道路が存在する場合は、川裏法面敷地を建築敷地に算入することはできない。川裏法面敷地と建築敷地を一体的な敷地とするためには、道路の堤防天端や敷地端部への移設、ボックスカルバートによる地下化等が必要であり、地域の関係者の合意や道路管理者との調整が必要と考えられる。



図－11 道路移設のイメージ

4. 盛土と建築物等の一体施工に関する検討

4-1 現状及び課題の整理

(1) ヒアリング及び一体施工の事例収集

各河川事務所へのヒアリングにより、一体施工の実施事例を収集整理した。その結果、民間事業者による一体施工の事例はあるものの、その手続きや施工管理等の方法は統一されていないこと、また、民間事業者が一体施工する場合に品質確保が最も重要であることが分かった。

このため、監督・施工管理・検査等について、確実に品質を確保するための河川管理者の関わり方や民間事業者者に負担とならない実施内容の検討が必要と考えられる。

表-6 一体施工に関するヒアリング結果

ヒアリング項目	ヒアリング内容
一体施工の事例	・民間事業者ではマンション開発の事例がある。 ・公的機関では公営住宅、道路建設の事例がある。
一体施工の効果	・工程管理がし易くなり、発注手続きや調整が省けるため、工期短縮が見込める。
協定・契約・手続き	・共同事業者による施工は、協定書の締結により行われている。 ・費用負担は、協定書に記載しており、共同事業者からの請求に基づき支払っている。
費用負担	・高規格堤防工事に関わる部分については、全額国負担が基本となっている。
設計	・高規格堤防に関わる設計については、国で行っている。
監督・検査 施工管理 への関与	・施工管理は、「高規格堤防盛土設計・施工マニュアル」による必要基準を確保させている。 ・国による工事了了検査が行われているが、段階確認や立会までは実施していない事例もある。 ・監督・検査は、通常の工事と同じと考えている。
民間事業者による一体施工の課題	・民間は品質確保が重要で、協定での明確化や国発注工事と同様に段階確認、立会が必要と考えられる。 ・監督能力のある公共機関と民間では内容が異なる。 ・高規格堤防部分は定規断面ではないため、民間に施工させても問題ないという意見と治水の根幹である堤防盛土を民間に任せるのに抵抗があるとの意見がある。

表-7 一体施工の実施事例

河川	江戸川	荒川	大和川
共同事業者	民間事業者	自治体	民間事業者
事業内容	研修センター	公営住宅	マンション開発(分譲)
一体施工の内容	盛土	盛土・擁壁・地盤改良	盛土・擁壁・地盤改良
協定・手続き	協定書の締結	協定書の締結	協定書の締結
施工基準	国交省基準 盛土設計・施工マニュアル等	国交省基準 盛土設計・施工マニュアル等	国交省基準 盛土設計・施工マニュアル等
監督・施工管理	施工業者が施工管理 共同事業者が監督 施工計画書に記載の時期で国が確認(立会)し、助言・指導	調整中	-
完了検査	国交省実施	調整中	国交省実施(完成図書による検査)

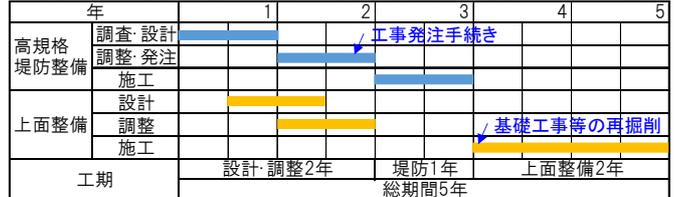
(2) 一体施工によるメリットの整理

一体施工については、民間事業者からも建物基礎や上物ををらんで地盤改良や盛土ができるため、工程を管理しやすく工期短縮につながるなどの意見がある。

以下に一体施工によるメリットを整理する。

- 発注手続の簡略化や事業当初から調査・設計、調整等を協働することで工期短縮やコスト縮減が見込め、工事着手までに共同事業者のリスクを解消できる。
- 共同事業者の早期の工事着手が可能となり、上面整備の工程に併せることが可能となる。
- 盛土(地盤改良含む)と建築物等を同時に施工できるため、工期短縮が見込め、工程管理もし易くなる。
- 高規格堤防を造成した土地を再度掘り起こし、基礎工事等を行うなどの手戻りやロスが解消できる。
- 建築物周辺など施行区分が複雑な場合、土工を一体的に工事できるため、施工の効率化や同等レベルの品質が期待できる。

□現状:河川管理者(別途工事発注)が高規格堤防整備⇒共同事業者が上面整備



□一体施工:共同事業者が高規格堤防整備と上面整備を同時に施工



■ 河川管理者による実施
■ 共同事業者による実施
■ 河川管理者と共同事業者による共同実施

図-12 一体施工による工期短縮のイメージ

4-2 一体施工の実施内容の検討

共同事業者が一体施工を行う場合の実施内容について、段階ごとに以下に整理する。

(1) 事業調整

河川管理者と共同事業者は、高規格堤防の共同事業の合意に基づいて、関係機関等との調整を図り、工事に必要となる調査、設計等に着手する。なお、必要に応じて、合意内容の基本事項を定める覚書を締結する。

(2) 設計

河川管理者と共同事業者は、各々の目的や施行内容に沿って設計を行い、調整により設計内容を確定する。

(3) 基本協定

設計内容が確定した段階で、河川管理者と共同事業者は基本協定を締結し、共同事業に関わる事業の施行

区分、費用負担等の基本事項を定める。

(4) 施行協定

河川管理者と共同事業者は施行協定を締結し、共同事業に関わる工事の施工区分、工事内容、費用負担、完了検査、費用の精算等について基本事項を定める。また、河川管理者は国土交通省の積算基準に基づいて予定価格を作成し、施行協定の締結は受委託契約を兼ねる。

(5) 工事着手

施行協定の締結後、共同事業者は施工業者と工事委託契約を締結し、工事に着手する。

(6) 施工計画書

工事着手にあたって、共同事業者は施工計画書を河川管理者に提出し、施工計画書は設計図書の内容の他「土木工事書類作成マニュアル」を参考に作成する。

(7) 施工管理・監督

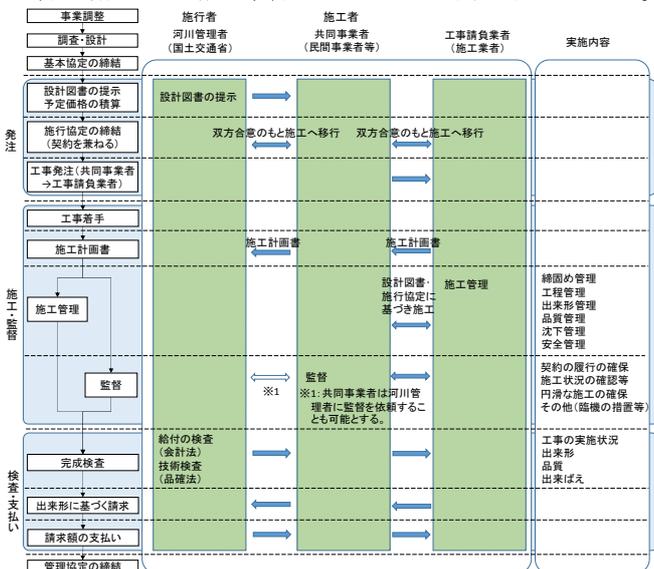
共同事業者は、施工業者が適切に工事を実施するために必要な施工管理及び監督を実施する。実施内容、実施時期等については、「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」、「土木工事監督技術基準(案)」を参考とし、その内容を前項に定める施工計画書に記載する。

(8) 検査

共同事業者は工事の施工が完了したときは、河川管理者に工事完了を報告し、工事完成図書、精算調書等の関係書類を河川管理者に提出する。また、河川管理者は報告を受理後、工事完了検査を実施し、検査に合格した場合に成果物の引き渡しを受ける。なお、費用は検査後に負担額を確定し、共同事業者の発行する請求書により、河川管理者は請求額を支払う。

(9) 管理協定

基本協定の有効期間中に、河川管理者と共同事業者は管理協定を締結し、管理について必要事項を定める。



図ー13 共同事業者による一体施工のフロー(案)

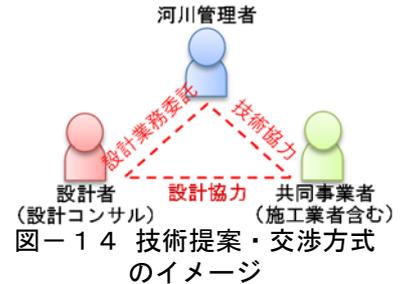
4-3 新たな制度の導入検討

一体施工について以下の制度の導入が考えられる。

(1) 調査・設計段階からの共同事業者の関与

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」で規定された技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)に準じた方式の導入が考えられる。

事業当初から設計・調整等を協働し、技術協力や設計協力により、作業の効率化、合理的な設計、経済的な工法選定・施工計画の立案、リスク分担の明確化等が可能となり、工期短縮、コスト縮減が期待できる。



(2) 第三者による監督(品質証明)

「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン(案)」に基づく第三者による品質証明により、「国による段階確認」、「指定材料確認」、「設計図書の規定による立会い」が不要となり、費用も河川管理者が負担することで、共同事業者の負担軽減が期待できる。

5. おわりに

本研究では、高規格堤防整備の推進に当たっての現状や課題を関係者へのヒアリング等から明らかにし、まちづくりの促進や民間事業者の開発意欲を高める手法について調査研究を行った。この一部に関して、国土交通省より、平成30年5月29日に「高規格堤防の敷地を活用した、まちと川が面的につながる良好な都市空間の提供に向けて」が公表され、川裏法面敷地の一体的活用、盛土と建築物等の一体施工について、実施内容を具体化することができた。また、実際の現場での運用により、これらの検討結果を改善していくことが、高規格堤防整備の推進に重要であると考えられる。

最後に、研究にあたり国土交通省水管理・国土保全局治水課を始め、関東地方整備局河川部、各河川事務所など関係する方々には、多大なるご協力とご指導を頂いた。ここに厚く御礼申し上げる。

<参考文献>

- 1) 国土交通省荒川下流河川事務所: よくわかる高規格堤防整備事業パンフレット
- 2) 国土交通省水管理・国土保全局: 高規格堤防の効率的な整備に関する検討会, 2017
- 3) 国土交通省水管理・国土保全局: 河川敷地の占用許可について, 2016